

J Rサービック労「申」第3号

2025年9月22日

株式会社関西新幹線サービック

代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合

執行委員長 柳楽 関

前日の年休請求に関する申し入れ

鳥飼事業所において、勤務前日の年休請求に対して、管理者（マネージャー）から証明書（病院の領収書等）の提出を求められる事象が複数回発生している。この問題は、これまでも議論を行っており、労基法の定め通り「証明書等はいらない」との認識であったはずである。よって、下記の通り申し入れるので、10月末日までに団体交渉を開催して、誠意ある回答を行うこと。

記

1. 各事業所において、勤務前日の年休請求に対して理由を求めた事象を調査し、明らかにすること。
2. 勤務前日の年休申請には理由が要らないことを各事業所に徹底し、掲示すること。
3. 勤務担当マネージャーに対して、年休に対する法的な教育を実施すること。

以 上